

平成28年第2回定例会

(初 日)

平成28年6月8日

平成28年第2回平川市議会定例会議事日程（第1号）

平成28年6月8日（水）

午前10時07分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案上程及び提案理由説明
- 第5 議員派遣第1号 議員の派遣について
議員派遣第2号 議員の派遣について
- 第6 議案第86号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第7 議案第87号 平川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例案
議案第88号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案
議案第89号 平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案
議案第90号 平川市過疎地域自立促進計画の変更について
議案第91号 東部辺地総合整備計画の変更について
議案第92号 財産の取得について
議案第93号 財産の取得について
議案第94号 市道路線の認定について
議案第95号 平成28年度平川市一般会計補正予算案（第1号）
議案第96号 平成28年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案（第1号）
議案第97号 平成28年度平川市大字大光寺財産区一般会計補正予算案（第
1号）
- 第8 報告第3号 放棄した私債権の報告について
報告第4号 専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについて
・専決第2号 平川市税条例等の一部を改正する条例
・専決第3号 平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
・専決第4号 行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する
条例の一部を改正する条例
報告第5号 専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについて
・専決第5号 平成27年度平川市一般会計補正予算（第7号）
・専決第6号 平成27年度平川市国民健康保険特別会計補正予算（第4
号）

- 報告第 6 号 平成27年度平川市一般会計継続費繰越計算書の報告について
報告第 7 号 平成27年度平川市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 8 号 専決処分した事項の報告について
- ・専決第 7 号 損害賠償額の決定について
 - ・専決第 8 号 損害賠償額の決定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（20名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	工藤 貴弘	8	山田 忠利	15	工藤 竹雄
2	工藤 秀一	9	石田 昭弘	16	齋藤 政子
3	福士 稔	10	原田 淳	17	齋藤 律子
4	長内 秀樹	11	桑田 公憲	18	田中 友彦
5	山口 金光	12	大川 登	19	佐藤 雄
6	佐藤 保	13	小野 敬子	20	齋藤 英仁
7	佐藤 寛	14	葛西 清仁	—	—

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	長 尾 忠 行	会 計 管 理 者	工 藤 裕 子
副 市 長	古 川 洋 文	農 業 委 員 会 事 務 局 長	谷 川 功
総 務 部 長	齋 藤 久 世 志	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	對 馬 一 俊
企 画 財 政 部 長	芳 賀 秀 寿	平 川 診 療 所 事 務 長	三 上 裕 樹
市 民 生 活 部 長	須 藤 秀 人	碓 ヶ 関 診 療 所 事 務 長	鈴 木 浩
健 康 福 祉 部 長	松 井 靖 子	監 査 委 員 事 務 局 長	石 田 善 久
経 済 部 長	白 戸 照 夫	教 育 委 員 会 委 員 長	内 山 浩 子
建 設 部 長	木 村 雅 博	教 育 長	柴 田 正 人
水 道 部 長	須 藤 俊 弘	農 業 委 員 会 会 長	柴 田 博 明
尾 上 総 合 支 所 長	原 田 耕 一	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	内 山 久 人
碓 ヶ 関 総 合 支 所 長	工 藤 久 富	代 表 監 査 委 員	古 川 敏 明
教 育 委 員 会 事 務 局 長	小 林 留 美 子	—	—

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	古 川 章 人	主 事	石 岡 奈 々 子
主 幹 兼 議 事 係 長	長 濱 貴 弘	—	—

午前10時07分 開会及び開議

○議長
(齋藤政子議員)

皆さん、おはようございます。
はじめに、身体上の理由により、内山選挙管理委員会委員長の本定例会会期中における議場内での杖の使用を許可しております。
ただいまの出席議員は20名で、定足数に達しておりますので、これより平成28年第2回平川市議会定例会を開会いたします。
報道関係者が議場内において撮影することを許可しておりますので、御了承願います。
暑い方は上着を脱いでも結構です。
それでは、直ちに本日の会議を開きます。
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、13番、小野敬子議員及び14番、葛西清仁議員を指名いたします。

○議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

去る6月2日、議会運営委員会が開催され、会期について協議しましたところ、お手元に配付した会期日程表（案）のとおり会期は本日8日から16日の9日間と決定されました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日8日から16日までの9日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日8日から16日までの9日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

市長より議案第86号から議案第97号、報告第3号から報告第8号の合計18件が提出されました。

議案等の説明のため、市長、副市長、教育委員会委員長、教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員、各関係部長等の出席を求めました。

市長より、平成27年度下半期平川市公営企業会計業務状況説明書、平成27年度平川市土地開発公社事業報告書及び収支決算書、平成28年度平川市土地開発公社会計予算書、第19期碓ヶ関開発株式会社決算報告書、第20期碓ヶ関開発株式会社平成28年度予算書の提出がありましたので、御精読願います。

意見・要望書第1号平成28年度市発注工事に関する要望書の写しを配付しておりますので、御精読願います。

監査委員より、平成28年1月から4月分の例月出納検査報告書が提出されましたので、御報告いたします。

平成28年第1回定例会報告以降の議会の諸般事項報告書を配付しておりますので、御了承願います。

ペーパーレス議会の実現、来るべきタブレット化に向け、本会議に出席する者にタブレット等の持ち込みを許可しております。利用される議員及び説明者は、傍聴人の方々に誤解を与えない利用形態としていただくようお願いいたします。

議会運営委員長より、去る6月2日開催された平成28年第5回議会運営委員会において、申し合わせしました事項について配付しておりますので、御精読願います。特に、本定例会より議会改革の一環として、議場内に質問席を設けております。同時に、議員及び理事者の座席を変更しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案上程及び提案理由説明に入ります。

議案第86号人権擁護委員候補者の推薦についてから、報告第8号専決

○市長
(長尾忠行)

処分した事項の報告についてまでの18件を一括議題とし、市長より提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

(市長登壇)

おはようございます。

本日ここに第2回平川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しいなか御出席を賜り、まことにありがとうございます。

また、日ごろ皆様には、市政運営に対して格別なる御指導と御協力をいただいておりますこと、重ねて御礼を申し上げます。

さて、今年は雪解けが早かったことに加え、天候もおおむね順調に推移し、りんご、米、野菜ともに生育が良好であります。昨年、市場にデビューした青天の霹靂は、食味ランキング2年連続で特Aを取得いただきましたが、消費者の皆様には愛されるお米となるためには今年が勝負の年だと考えております。県、生産者、農業団体と連携しながら、最高の実りの秋を迎えられるよう引き続き力を注いでまいります。

また、昨年より力を入れておりますふるさと納税ですが、昨年度の当市に寄せられた寄附金総額は1億6,000万円を超え、県内の自治体でトップとなりました。改めて当市へ御寄附をいただいた皆様には感謝申し上げますとともに、御協力いただきました市内事業者の皆様には御礼を申し上げます。高い評価をいただいたサンふじ、津軽の桃のほか、今年には早生種のりんごなどの新たな特産品も加え、引き続き平川市の優れた農産物、加工品を全国にPRしてまいります。

一方、観光面では、5月28日に平成25年9月の豪雨災害の影響で中止となっていた白岩まつりが復活し、新緑とさわやかな風を求め、多くの方に御来場いただきました。また、来月には蓮の花まつりが4年ぶりに復活いたします。さらに、市橋有里さんをゲストランナーに迎えてのたけのこマラソン大会、ねぶたまつり、そして大相撲平川場所と、市制施行10周年記念事業が今後も続きます。

議員の皆様におかれましては、ぜひ御来場いただき、市制施行10周年をともに祝い、盛り上げていただきますようお願いいたします。

それでは、上程いたしました各議案の概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと思っております。

まず、議案第86号人権擁護委員候補者の推薦について、その提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の下山幸子氏の任期が、平成28年9月30日をもって満了となりますので、再度、人権擁護委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるため提案するものであります。

氏名、下山幸子氏、なお、住所、生年月日、略歴は議案記載のとおり

でございます。下山氏は、平成22年10月より現在まで人権擁護委員として在任し、地域の人権問題に対し良き理解者であり、人権擁護活動に日々尽力されておりますので、再度、同氏の推薦について御賛同をお願い申し上げます。

次に、各条例案について、御説明申し上げます。

議案第87号平川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、保育士配置要件の弾力化を図るため、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、市が認可する家庭的保育事業等における基準を改めるものであります。また、建築基準法施行令が改正されたことに伴い、あわせて当該条例の一部を改正するものであります。

議案第88号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の制定に伴い、新たに地域密着型通所介護が創設されましたので、関係条例について所要の改正を行うものであります。

議案第89号平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、承認企業立地計画に従って設置される施設における特例の適用期限を延長するものであります。

以上が各条例案の概要であります。

続いて、議案第90号平川市過疎地域自立促進計画の変更については、平川市過疎地域自立促進計画に、新たにソフト事業として地域公共交通確保事業を追加するものであります。

議案第91号東部辺地総合整備計画の変更については、東部辺地総合整備計画に登載した東部地区デイサービスセンター新築事業について、事業費を変更するものであります。

議案第92号及び議案第93号の財産の取得については、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第92号は、消防ポンプ自動車1台及び小型動力ポンプ積載車1台を取得するため、有限会社工藤ポンプと3,402万円で契約を締結するものであります。

議案第93号は、校務用ノートパソコン260台のほか関連機器を取得するため、株式会社ビジネスサービス弘前支店と3,434万2,400円で契約を締結するものであります。

議案第94号市道路線の認定については、道路法第8条第2項の規定により市道路線を認定するため、提案するものであります。

認定の内容は、南田中地区の宅地開発で整備された道路について市道敷地としての寄附がありましたので、当該路線を認定するものであります。

す。

次に、平成28年度の各会計の補正予算案について、御説明申し上げます。

議案第95号平成28年度平川市一般会計補正予算案（第1号）については、歳入歳出それぞれ2億9,158万4,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ175億841万6,000円とするものであります。

まず、継続費の廃止ですが、平賀東小学校改築事業について、このたび国からの補助申請不採択を受けて事業費総額18億4,032万7,000円を減額措置することとし廃止するものであります。

次に、歳入であります。平賀東小学校改築事業にかかる特定財源として、国庫支出金1億6,147万3,000円、市債3億2,070万円を減額するほか、国庫支出金4,884万6,000円、県支出金320万6,000円、諸収入519万1,000円、市債6,330万円を追加計上することとし、今回、補正財源として不足する一般財源については、18款繰入金のうち、財政調整基金7,004万6,000円を追加計上するものであります。

一方、歳出の主なものとして、2款総務費では碓ヶ関地域の公共交通を確保するための実証事業委託料261万9,000円、松崎小学校学区における地域自治組織検証事業補助金150万円、自治体情報セキュリティ強化対策事業にかかる経費1,305万1,000円を新規計上し、また、参議院議員通常選挙で実施する共通投票所の設置などにかかる経費を181万6,000円追加計上しております。3款民生費では、臨時福祉給付金及び低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金の経費として4,884万6,000円、東部地区デイサービスセンター新築事業の監理業務委託費及び工事請負費として1億1,647万3,000円を新規計上しております。6款農林水産業費では、4月に鳥獣被害防止対策協議会を設立したことによる活動経費として132万1,000円を新規計上しております。9款消防費では、碓ヶ関地区自主防災会に対して、地域防災組織育成助成事業補助金200万円を新規計上しております。10款教育費では、平賀東小学校改築事業4億9,090万5,000円を減額し、三町会に対してコミュニティ助成事業補助金220万円を新規計上しております。

以上が、一般会計補正予算案の主なる内容であります。

議案第96号平成28年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案（第1号）については、国保制度改革に伴う標準システムに対応するため、歳入歳出それぞれ162万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ46億3,705万4,000円とするものであります。

議案第97号平成28年度平川市大字大光寺財産区一般会計補正予算案（第1号）については、歳入歳出それぞれ21万1,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ234万6,000円とするために提案するものであります。

今回の補正は、配電線への接近木を東北電力株式会社で伐採したこと

により補償料がありましたので、歳入の雑入を21万1,000円追加計上し、その同額を歳出の総務管理費に追加するものであります。

続きまして、各報告案件について、その内容を御説明申し上げます。

報告第3号放棄した私債権の報告については、平川市私債権の管理に関する条例第11条第1項の規定に基づき水道料金の時効により34件の私債権を放棄したので、同条第2項の規定により、これを報告するものであります。

次に、報告第4号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについてであります。これは、地方自治法第179条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

まず、専決第2号平川市税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、平川市税条例等の一部を改正し、平成28年4月1日から施行する必要が生じたため、専決処分したものでございます。

改正の主な内容は、特定の施設・設備にかかわる固定資産税の課税標準額を市町村が一定範囲内の割合で低減できる「わがまち特例」に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の発電設備にかかわる固定資産税の特例措置を追加することとしたことなどであります。

専決第3号平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の医療給付費分の課税限度額を52万円から54万円に、後期高齢者支援金分の課税限度額を17万円から19万円にそれぞれ引き上げるとともに、軽減措置の拡充として、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額の対象となる基準を改めるため、平川市国民健康保険税条例の一部を改正し、平成28年4月1日から施行する必要が生じたため、平成28年3月31日付けで専決処分したものであります。

専決第4号行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例につきましては、行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例について、その一部を改正し、平成28年4月1日から施行する必要が生じたため専決処分したものでございます。内容につきましては、平川市固定資産評価審査委員会条例の経過措置について、適用区分を改めたものであります。

次に、報告第5号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについてであります。これは、地方自治法第179条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

専決第5号平成27年度平川市一般会計補正予算（第7号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、主に平成27年度予算の予算整理として編成するため、平成28年3月31日付で専決処分いたしました。歳入歳出それぞれ、1億

1,530万7,000円を追加し、予算の総額を189億9,412万3,000円としたものであります。その内容としましては、まず繰越明許費として地方創生加速化交付金事業の津軽南地域観光「ヒト・モノ・コト」育成事業、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業、小和森小学校大規模改造事業など合わせて6事業について、繰越総額3億6,606万5,000円を追加補正いたしました。

次に歳入であります。1款市税では、市民税の個人現年分に8,118万1,000円、法人現年分に2,672万7,000円、固定資産税滞納繰越分に4,210万円を追加計上しました。6款地方消費税交付金では、消費税率の改定が影響し、2億6,046万4,000円が追加となり、10款地方交付税では、特別交付税が決定となりまして、これまで留保していた1億8,500万1,000円を追加計上しました。14款国庫支出金では、総務費国庫補助金において、地方創生加速化交付金として1,823万5,000円を新規計上しました。15款県支出金では、所要事業費の確定に伴いまして、教育費県補助金の市内中学校太陽光発電蓄電池整備事業に対する再生可能エネルギー等導入推進事業補助金を2,024万3,000円減額いたしました。17款寄附金では、ふるさと納税2,080万円を追加計上いたしました。18款繰入金では、財政調整基金から5,687万1,000円、市債管理基金から5,055万8,000円、公共施設等整備基金から3億5,000万円を繰り入れしておりましたが、今回、全額を繰り戻しすることとしました。

以上が、歳入の主な内容であります。

一方、歳出の主なものとして、2款総務費では、公共施設等整備基金へ積立金3億3,815万7,000円を追加し、3款民生費では、障害福祉のための介護・訓練等給付費の見込額精査により2,231万円の減額、6款農林水産業費では、担い手確保・経営強化支援事業交付金が国庫補助不採択により3,517万7,000円減額いたしました。7款商工費では、地方創生加速化交付金事業として、津軽南地域新幹線開業効果研究会負担金1,320万円や観光協会補助金503万5,000円を新規計上しました。8款土木費では、除雪委託料が見込額精査により5,099万1,000円の減額をしたことなどが歳出の主なものであります。

以上のことにより、地方自治法第179条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、専決第6号平成27年度平川市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、医療費の支出にかかわる保険給付費において予算不足が見込まれたことから、平成28年3月31日付で専決処分いたしました。歳入歳出それぞれ7,914万5,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ48億1,292万6,000円としたものであります。補正の内容は、歳入では国庫支出金3,530万2,000円、繰入金5,493万円を追加計上し、県支出金1,108万7,000円を減額したものであります。また、歳出では、保険給付

費の一般被保険者療養給付費に7,914万5,000円を追加計上したものであります。

続きまして、報告第6号平成27年度平川市一般会計継続費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

本件につきましては、平成27年度から平成28年度まで第2期平賀総合運動施設整備事業として継続費を設定し、平成27年度において陸上競技場及び多目的広場の整備を進めてまいりました。平成27年度の支出額を除く分について逡次繰越をしたことから、地方自治法施行令第145条第1項の規定により別紙継続費繰越計算書を調製し、報告するものであります。

次に、報告第7号平成27年度平川市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

本件は、平成27年度平川市一般会計補正予算として御承認いただきました繰越明許費による繰越計算書であります。その主な内容につきましては、地方創生加速化交付金事業の津軽南地域観光「ヒト・モノ・コト」育成事業ほか合わせて15事業で、繰越総額が8億283万1,000円となっております。その財源としましては、国庫支出金や地方債など未収入特定財源として7億4,433万4,000円、そして翌年度に繰り越すべき財源として一般財源が5,849万7,000円となっております。以上のことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製しましたので、報告するものであります。

続いて、報告第8号専決処分した事項の報告については、地方自治法第180条第2項の規定により専決処分した事項について報告するものであります。

専決第7号及び専決第8号損害賠償額の決定については、交通事故による損害賠償額の決定について地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、その専決理由を御説明申し上げます。

専決第7号の事故の概要は、平成27年9月24日平川市高畑熊沢130番地付近の市道において公用車が対向車線にはみ出した際、対向車両に衝突し運転手に受傷させたものであります。

なお、損害賠償額は54万7,645円であり、過失割合は市が10割であります。賠償額については、全額、全国自治協会自動車損害共済で補てんされるものであります。

専決第8号の事故の概要については、平成28年4月21日平川市吹上平岡33番地付近において公用車の車検による代車が石橋の縁石へ接触し、代車に損害を与えたものであります。

なお、損害賠償額は1万9,580円でありまして、過失割合は市が10割であります。

以上が、本日提出いたしました各議案の概要であります。細部につきましては議事の進行に伴い、御質問に応じ本職をはじめ関係者からそ

れぞれ御説明申し上げたいと思います。

議員の皆様には慎重に御審議のうえ、原案どおり御議決、御同意並びに御承認を賜りますようお願い申し上げ、議案の説明を終わらせていただきます。

なお、9ページに訂正箇所がございます。提出議案説明にあたり、議案第93号の契約金額を3,434万2,400円と申し上げましたが、正しくは3,432万2,400円でありました。謹んで訂正し、お詫び申し上げたいと思います。以上でございます。

(市長降壇)

○議長

以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第5、議員の派遣についてを議題とします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、配付しております議員派遣第1号及び議員派遣第2号のとおり、議員派遣の申し出があります。

お諮りいたします。

議員派遣第1号のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議員派遣第1号については、議員を派遣することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

議員派遣第2号のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議員派遣第2号については、議員を派遣することに決定いたしました。

なお、ただいま可決されました議員派遣の内容について変更の申し出が出された場合は、その取り扱いを議長に一任いただきたいと思います。これが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程第6、人事案件に入ります。

議案第86号について、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、本日直ちに審議したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第86号は直ちに審議することに決定いたしました。

議案第86号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

人事案件につき、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

- 議長 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
異議なしと認めます。
よって、直ちに採決いたします。
議案第86号人権擁護委員候補者の推薦について採決します。
議案第86号について、同意することに御異議ありませんか。
- 議長 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
異議なしと認めます。
よって、議案第86号については、同意することに決定いたしました。
日程第7、議案付託に入ります。
提出議案目録及び議案の付託先案についてお手元に配付しておりますので、御参照願います。
議案第87号平川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。
これより質疑に入ります。
御質疑ありませんか。
- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
質疑を終わります。
お諮りします。
本案を教育民生常任委員会に付託することに、御異議ありませんか。
- 議長 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
異議なしと認めます。
よって、本案は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。
議案第88号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案を議題とします。
これより質疑に入ります。
御質疑ありませんか。
- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
質疑を終わります。
お諮りします。
本案を教育民生常任委員会に付託することに、御異議ありませんか。
- 議長 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
異議なしと認めます。
よって、本案は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。
議案第89号平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案を議題とします。
これより質疑に入ります。

○議長

御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終わります。

お諮りします。

本案を建設経済常任委員会に付託することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第90号平川市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。

本案を総務企画常任委員会に付託することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は総務企画常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第91号東部辺地総合整備計画の変更についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。

本案を総務企画常任委員会に付託することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は総務企画常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第92号財産の取得についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。

本案を総務企画常任委員会に付託することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は総務企画常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第93号財産の取得についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。

本案を総務企画常任委員会に付託することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は総務企画常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第94号市道路線の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。

本案を建設経済常任委員会に付託することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第95号平成28年度平川市一般会計補正予算案（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。

本案を総務企画常任委員会に付託することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は総務企画常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第96号平成28年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

○議長

御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終わります。

お諮りします。

本案を教育民生常任委員会に付託することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第97号平成28年度平川市大字大光寺財産区一般会計補正予算案（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。

本案を総務企画常任委員会に付託することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は総務企画常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第8、報告案件に入ります。

報告第3号放棄した私債権の報告について、報告第6号平成27年度平川市一般会計継続費繰越計算書の報告について、報告第7号平成27年度平川市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第8号専決処分した事項の報告についての4件を一括議題とします。

報告内容については、先ほど市長より説明がありましたので、報告第3号は平川市私債権の管理に関する条例第11条第2項、報告第6号は地方自治法施行令第145条第1項、報告第7号は地方自治法施行令第146条第2項、報告第8号は地方自治法第180条第2項の各規定により、報告のみで終わります。

報告第4号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについてを議題とします。

専決第2号から専決第4号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、本日直ちに審議したいと思えます。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、専決第2号から専決第4号は委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定しました。

○議長

専決第2号平川市税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

専決第2号平川市税条例等の一部を改正する条例について採決します。

本件を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、専決第2号は承認することに決定いたしました。

専決第3号平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

17番、齋藤律子議員。

○17番

はい。専決第3号について質問をします。

(齋藤律子議員)

今回、医療給付費分の課税限度額が52万から54万、それから後期高齢者支援金分の課税限度額が17万円から19万円に引き上げになったことと、軽減措置の拡充ということで均等割、平等割のことに對しても専決がされております。対象者はそれぞれどのくらいになるのか、金額などもどのくらいになるのか、概要をお知らせください。

○議長

市民生活部長。

○市民生活部長

齋藤議員の御質問にお答えします。

(須藤秀人)

今回の条例改正は、先ほど市長の提案理由でも申し上げたとおり、いわゆる国保税の限度額、最高限度額をそれぞれ改正してもらって、それと一方で、軽減措置の拡大をするという2本立てでございました。

まず、今回の限度額の改正によって限度額に到達する世帯ということですが、最新の27年度の所得が固まった時点で試算をいたしましたところ、医療給付費分の部分で限度額に到達する世帯が121世帯。それから後期高齢者支援分についての限度額到達世帯が99世帯。介護納付については改正がなかったんですけども、62世帯と。これらはみな重なる世帯がありますので、最低でもいわゆる一番多い医療費給付費分の世帯、最低でも121世帯は何らかの限度額に引っかかるということになります。

それから、軽減世帯のほうですけども、これも同じく最新の所得が固まった時点で試算した結果、7割、5割、2割、いずれかの軽減がかかる人、それと、なおかつ医療費分と後期高齢者支援分については対象世帯が同じですので、医療費と支援分の世帯数についてみますと、それ

ぞれ同じ数です。7割軽減が1,568世帯、5割軽減世帯が781世帯、2割軽減世帯が626世帯。したがって医療費と支援金分については2,975世帯が何らかの軽減がかかると。介護納付については対象となる世帯、計算が違いますので、それぞれ申し上げますと、介護納付金分の軽減世帯は7割軽減が700世帯、5割軽減分が426世帯、2割軽減分が383世帯、合計1,509世帯。

軽減額、影響額についてですけれども、全部トータルして言いますと、医療、支援、介護納付トータルで、なおかつ7割、5割、2割軽減、何らかの軽減がかかる影響額を全部合計しますと、全部で軽減額自体は1億5,088万400円。これが全体の最新の軽減額ということになっております。以上です。

○議長

ほかに御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

専決第3号平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について採決します。

本件を承認することに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長

異議がありますので、この採決は起立により採決します。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立多数です。

よって、専決第3号は承認することに決定されました。

専決第4号行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

専決第4号行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

本件を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、専決第4号は承認することに決定いたしました。

次に、報告第5号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについてを議題とします。

専決第5号及び専決第6号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、本日直ちに審議したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、専決第5号及び専決第6号は委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定いたしました。

専決第5号平成27年度平川市一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

9番、石田昭弘議員。

○9番

(石田昭弘議員)

平成27年度平川市一般会計補正予算(第7号)の7ページなんですけれども、第2表繰越明許費補正、7款商工費、この津軽南地域観光「ヒト・モノ・コト」育成事業なんですけれども、地方創生加速化交付金として田舎館村、黒石市、平川市で5,170万5,000円が交付されますけれども、これに関しまして平川市は1,823万5,000円と。そして、この事業育成っておりますけれども、この具体的内容について詳しく説明していただければありがたいんですけども、お願いいたします。

○議長

○経済部長

(白戸照夫)

経済部長。

それでは、津軽南地域観光「ヒト・モノ・コト」育成事業、事業の概要について御説明いたします。

この前の、当市では黒石、田舎館村とともに津軽南地域新幹線開業効果研究会立ち上げまして、東北新幹線の開業効果を楽しむということを目指して立ち上げまして、この3市村の観光誘客の促進を行うことを目的に、いろいろとPR活動なり観光情報誌の発行などをやっております。

ただ、昨年ですね、3地域で観光診断を行っております。この結果ですね、観光素材の効果的な情報発信の方法、それから新たな素材の発掘、既存コンテンツのさらなる磨き上げ、それから当地域の観光を推進するプレイヤー的な人材の育成、さらに黒石市の中野もみじ山、当市としては蓮の花まつり、田舎館村では夏・冬の田んぼアートの四季を通した観光客受入体制の構築が急務の課題であるとの見解に至っております。そのために、当地域の観光施策をさらに次の段階にステップアップするために、観光素材の磨き上げと周知、観光振興の代表プレイヤーとなる人材育成、それから当地域の観光振興方針の確立を柱とした事業展開と四季を通じた誘客受入体制の強化を推進して、あわせて情報化の推進によ

るスマートフォンの普及が進んでいるということもありまして、それから外国人観光客が増加していることなどからインバウンド対策を見据えまして、本地域の観光施策情報、それからイベント情報、県内の交通機関を網羅したマップ、それから災害時の避難所やハザードマップなど地域住民も活用できる多言語対応のアプリの開発を目玉とする事業を展開するというものであります。

具体的にはですね、3市村で行うものが観光振興を図るためのプレイヤーとなる人材育成ワークショップなどの実施、それから旅行雑誌への記事掲載、それから県外一般人を対象としたモニターツアーの実施、それから広告掲載、それから観光客の、なんて言いますか、歩く、歩くといえますか、どういう観光地を動くのか、そういうGPS調査ですね、そういうものを行います。それから、あと、津軽南地域観光コンテンツを広く周知するための首都圏観光エージェントの招聘、それから旅行商品の造成事業ということで、造成商品のための旅行会社パンフレットへの掲載、催行、それから……アプリ導入費ということで、先ほども申し上げましたけれども、インバウンド対応も含めた地域内の施設、イベント、公共交通、避難所、ハザードマップ等の情報を集約、提供するシステムの構築を想定しております。これは3市村で共同で行うというものであります。

あと、各3市村単独で行うもの、黒石市で、本市としては夏、蓮の花まつりを開催するというので、その費用に充てるということになっております。

○議長

9番、石田昭弘議員。

○9番

(石田昭弘議員)

内容が非常に細かいので、ペーパーで教えていただければありがたいので、要望いたします。

○議長

ほかに御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

専決第5号平成27年度平川市一般会計補正予算(第7号)について採決します。

本件を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、専決第5号は承認することに決定いたしました。

専決第6号平成27年度平川市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

- 17番
(齋藤律子議員)
- 議長
- 市民生活部長
(須藤秀人)

御質疑ありませんか。

17番、齋藤律子議員。

今回の補正は医療費の支出にかかわる予算不足ということですが、その医療費の状況などの御説明をお願いします。

市民生活部長。

お答えします。

先ほど確かに市長の専決理由でも言ったように、一番大きな原因は医療費の支払いに不足を生じるという見込みになったものでございます。

数値的には、結果的には当初予算で見込みました一般被保険者の医療費です。一般被保険者の医療費について、当初予算で計上した21億1,203万3,000円に対して、結果的には実績の見込み額、最終の支払いを終えた実績見込み額が21億9,118万円余りとなりまして、差し引き7,900万円ほどの不足見込みとなったものでございます。このため、27年度の医療費の最終的な支払月でありました28年4月分、4月に28年2月診療分、2カ月遅れて最終支払いなんです、この予算が足りなくなったということでございます。この対応のため、すでに確定しておりました歳入、入ってくる国庫支出金及び県支出金の差引額、差し引き増額分、増えた分が2,421万5,000円、これに7,900万円足りない分、5,493万円を基金から取り崩して、計7,914万5,000円の増額補正ということになったものでございます。

医療費の増加の状況ですけれども、当初予算で見込んでいたのは大体月平均、月の支払いが1億7,000万から1億8,000万の額で大体積算をしております。28年の1月の支払月、つまり27年の11月の診療分までは、ほぼその当初の予算の予定どおりで、予算の範囲内で、推定どおりで推移していましたが、28年2月の支払い分、つまり12月の診療分の医療費が1億9,400万円ほど、3月の支払い分が1億9,500万円、4月の最終支払い分が2億1,600万円となり、大幅に予想を超えると、この3カ月だけで5,6,000万という予想外の伸びを示したということでございます。

原因はいろいろありますが、一番大きいのは、齋藤議員も御承知のとおり、いわゆるC型肝炎の新薬が昨年秋から5種類ほど保険適用になりまして、肝炎にかかっている人たちがその新しい薬を使い始めたということが、いろいろある中の一番、分析した結果、一番大きな原因ではないかと。ちなみに当市では、48人ほどの患者をいまのところ把握しておりますが、大体その薬の使う、効いてくる期間が3カ月で大体1クール終わりますので、いまこの3カ月過ぎれば、大体もう少し医療費も落ち着くんじゃないかと思っております。実際、28年の最初の支払い、5月の支払月の支払い分がほぼ前と同じ1億9,000万円でしたけども、この間確認した2回目の6月支払い分の医療費が1億7,000万ほどに落ち着いてまいりましたので、このままのペースでは当然いけないと思っております。

○議長

以上です。

ほかに御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

専決第6号平成27年度平川市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について採決します。

本件を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、専決第6号は承認することに決定いたしました。

次に、お諮りします。

9日は議案熟考のため、10日は常任委員会のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、9日、10日は本会議を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、13日午前10時開議とし、その日は一般質問を予定しております。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時20分 散会

